



死亡保険金・入院給付金などの 請求手続き

1

請求手続きの流れ

STEP 1 ご連絡いただく前に

- ①お手元に**当社の保険証券等、ご契約の証券番号がすべてわかるもの**をご準備ください。
- ②当社からは、以下の内容を確認します。

死亡保険金の場合

- 保険証券の番号(保険証券等に記載ある11桁の数字)
- 死亡された方の名前
- 死亡された日
- 死亡された原因(事故や病気など)
- 受取人の名前と連絡先
- 死亡される前の入院や手術の有無 など

入院・手術給付金の場合

- 保険証券の番号(保険証券等に記載ある11桁の数字)
- 入院・手術された方の名前
- 入院・手術の原因
(事故内容や病名など)
- 事故日・発病時期
- 入院日・退院日
- 手術日・手術名
(手術を受けている場合) など

STEP 2 受取人から当社にご連絡ください

- 当社の担当者またはスミセイコールセンターまでご連絡ください。
詳しいご案内の後、請求に必要な書類をお届けします。

受取人本人からご連絡をいただくことが困難な場合は、配偶者または2親等以内の親族からご連絡ください。手続きについてご案内します。

※ 保険金などの円滑な請求のために、(特約)死亡保険金受取人・被保険者代理人等の方へ、事前に契約内容などについてご説明のうえ、請求手続きについてはこのガイドブックを参照いただいでください。

- ご請求の内容によっては、インターネット(スミセイダイレクトサービス)でのお手続きをご利用できる場合があります。ご利用できる給付金の種類と所定の条件をご確認ください。(詳しくは7ページをご覧ください。)

受取人について

- 受取人

—	死亡保険金	→ (特約)死亡保険金受取人
	入院・手術給付金	→ 被保険者(こども保険など、契約者の場合もあります)

- 被保険者(こども保険などは契約者)が給付金などを請求できない事情がある場合、被保険者代理特約が付加されていれば、

被保険者代理人が請求できます。(下のイラスト参照)

※ 被保険者代理人は、請求時において、例えば、被保険者と同居または同一生計であるといった要件を満たしていることが必要です。

※ こども保険などで、保険契約者代理特約が付加されているときは、契約者代理人が請求できます。

傷害または疾病により給付金などを
請求する意思表示ができない場合



傷病名の告知を受けていない場合

例:がん など



その他上記に準じる状態である場合

- 被保険者(こども保険などは契約者)が請求の意思表示は可能であるものの、請求書類の記入が難しい場合は、被保険者(こども保険などは契約者)が指定した方が代わりに記入いただくことも可能です。

※ 代筆者はご家族・ご親族が望ましいですが、被保険者(こども保険などは契約者)が指定した看護師、介護施設職員等の方が代わりに記入いただくことも可能です。

STEP 3 必要書類をご提出ください

主な必要書類	請求内容例		今回の手続き	取寄せ方法など
	死亡保険金	入院・手術給付金		
当社所定の請求書	●	●		当社から送付する請求書に、受取人がご記入(※)ください。
当社所定の診断書・証明書		●		当社から送付する診断書に、担当医の証明をもらってください。費用はお客さまのご負担となります。 ポイント
死亡診断書または死体検案書(写)	●			医師が発行し、市区町村役場に届け出る書類です。
受傷状況報告書(災害の場合)	●	●		当社から送付する用紙に、事故の状況をご記入ください。

メモ欄

(※) 受取人が法人の場合など、押印が必要となる場合があります。

上記に加えて、受取人の本人確認書類・戸籍謄本(全部事項証明書)が必要となる場合があります。

ポイント 簡易なお取扱いが可能です

入院・手術給付金などの請求で、所定の基準を満たす場合、「当社所定の診断書・証明書」に代えて、医療機関発行の領収証・診療明細書などと受取人が記載する報告書による簡易な取扱いが可能です。

所定の基準については、当社の担当者またはスミセイコールセンターまでお問い合わせください。

- 手続きの内容によって、記載以外の書類の提出をお願いすること、または記載している書類の一部を省略できることがあります。

なお、保険金などの請求書や診断書は、請求内容ごとに異なり、それぞれに必要な書類をご提出いただく必要があります。

請求書が異なる場合の例

死亡保険金と入院給付金を請求する場合は、それぞれに請求書が必要となります。

- 当社所定の診断書・証明書を急いで病院に提出したい場合は、当社ホームページより取り出して使用いただくことができます。
※当社所定の診断書には種類があります。ご使用については、当社の担当者やコールセンターにお問い合わせいただき、指定の診断書をご使用ください。
- 保険金などをまったくお支払いできなかった場合で、所定の基準を満たすときは、診断書原本一通につき、一律5,500円をお支払いします。

2

請求書類提出後の取扱い

- 約款の内容にしたがい、死亡保険金・入院給付金などをお支払いします。
お支払いにあたっては、指定口座へ送金するとともに、支払内容の明細を郵送します。
- 死亡保険金・入院給付金などをお支払いするために、**事実の確認**（治療の内容・経過、障害の状態、事故の状況などについて、受取人・医療機関・捜査機関などへ確認すること）をする場合があります。事実の確認が終了し保険金などの取扱いが決まり次第、すみやかにお手続きします。



インターネットでのお手続きをご利用できる場合があります

- ご請求の内容によっては、インターネット(スミセイダイレクトサービス)でのお手続きをご利用できる場合があります。ご利用できる給付金の種類と所定の条件をご確認ください。

※ご利用にはスミセイダイレクトサービスへのご加入が必要です。

インターネットで請求手続きが完結する給付金

- (継続)入院給付金
- 手術給付金
- 通院給付金
- がん薬物治療給付金
- がん入院一時給付金
- がん一時給付金(がんによる入院・薬物治療のための通院でのご請求)

※診断書が不要なご請求に限りお手続きできます。診断書の要否はスミセイダイレクトサービスで判定します。

※お手続きにあたっては、医療機関発行の診療明細書や領収証の撮影が必要です。(ご請求内容により撮影不要な場合もあります。)

インターネットで書類の請求ができる給付金

- 運動器損傷給付金(骨折のみ)
- がん一時給付金(がんによる手術・骨髄移植術・放射線治療のための通院でのご請求)
- 心疾患一時給付金
- 脳血管疾患一時給付金

上記にあてはまっても、ご契約の状態によって、インターネットでの請求手続き、書類請求ができない場合があります。

インターネットによるお手続き方法

スミセイダイレクトサービスにログインのうえ、メニュー画面の「給付金のご請求」からお手続きを開始してください。



スミセイダイレクトサービス
(<https://www.sumitomolife.co.jp/login/>)
平日、土・日・祝日:午前8時~午後11時45分
※5/3~5/5、12/31~1/3およびシステムメンテナンス
期間中はご利用いただけません。

